

うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金

申請の手引き

【調光制御機能付き LED】



令和8年5月1日版

【問合せ・申請書等提出先】

(事務局)

うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp

TEL: 0943-73-7667

1. 補助額

高効率照明機器（調光制御機能付き LED）の補助金額は、下記の通りです。

補助対象設備	補助率	導入方法
(5) 高効率照明機器 （調光制御機能付き LED）	補助対象経費の <u>2/3 以内</u>	購入

2. 補助対象設備の要件

主な交付要件は下記の通りとなります。詳しくは、国実施要領（別紙 1）をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
(5) 高効率照明機器 （調光制御機能付き LED）	<p>①以下のいずれかの<u>調光制御機能を有する LED</u> であること。</p> <p><u>1. スケジュール制御</u> （予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）</p> <p><u>2. 明るさセンサによる一定照度制御</u> （明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する）</p> <p><u>3. 在/不在調光制御</u> （人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）</p>

法定耐用年数について

高効率照明機器（調光制御機能付き LED）の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間となります。詳細は、国税庁 HP などをご参照ください。

（参考）

国税庁 HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

補助対象設備	法定耐用年数
高効率照明機器（調光制御機能付き LED）	15年



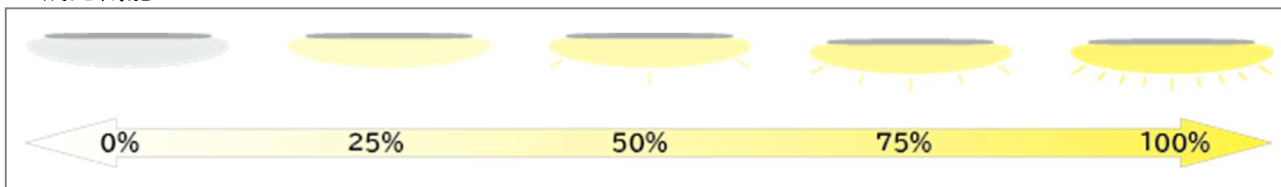
調光制御機能について

■ 調光機能とは

調光機能とは、照明の明るさを段階的に調節できる機能です。

調光機能が付いた照明器具は、リモコンやつまみで明るさを調整できるよう、「明るく・暗く」や「20%・50%・75%・100%」といったパーセント表示、「1・2・3」といった段階表示などの調光ボタンがあります。明るさを適切に調節することで、余分な電力使用量の削減ができ、電気代の節約(=省エネ)につながります。

<調光機能のイメージ>



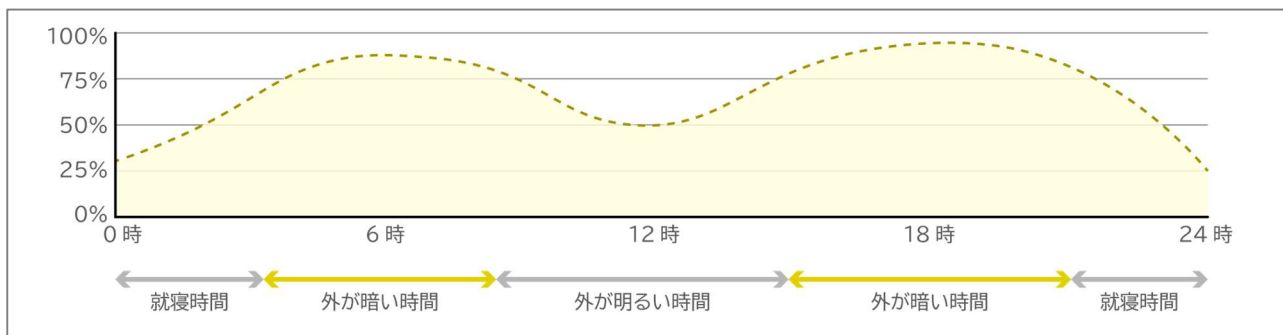
本補助金では、調光機能だけでなく、調光「制御」機能が付いているLED照明機器が対象となります。

■ 調光制御機能とは

調光制御機能とは、予め設定したタイムスケジュールや、明るさセンサ/人感センサなどにより、自動的に照明の明るさや点滅を制御する機能です。

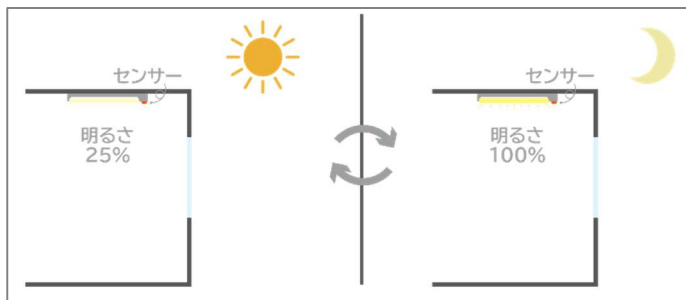
※「おやすみタイマー」などのタイマー機能のみでは交付対象にはなりませんので、ご注意ください。

<スケジュール設定による調光制御のイメージ>



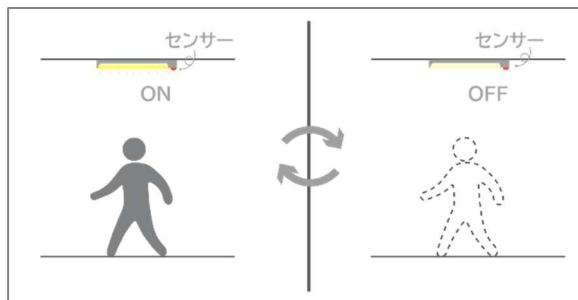
※上図のような1日単位でのスケジュール設定以外にも、週単位などで設定できるものもあります。

<明るさセンサ※による制御のイメージ>



※「明るさセンサ」は検知範囲内から入射する光の量を感じ取るセンサです。センサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する

<人感センサによる制御※のイメージ>



※人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御するものが対象となります。

3. 交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年5月1日から令和8年11月30日まで

(2) 交付申請時の提出書類チェックリスト

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項	✓
様式第1号(交付申請書)	・該当箇所の項目に記載もれがないか	
見積書(明細を含む)の写し	・見積の明細が記載されているか ・氏名と設置所在地が記載されているか ・ <u>見積もりが2者分提出</u> されているか	
別紙1(誓約書)	・すべての事項を確認し、誓約書に署名したか	
建物の平面図、断面図等 Ex.設計図面など	・設備の設置箇所が分かるか	
導入する設備の仕様書 Ex.カタログなど	・導入する設備の仕様が分かるか ・調光制御機能の有無及び機能の詳細が読み取れるか	
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類		
様式第11号(代理受領事前届出書)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出	
申請者の現在事項又は履歴事項証明書の写し または、これに代わるもの	※申請者が民間事業者の場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか	
現住所地の納税証明書	※現住所地がうきは市ではない場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか	
既存設備の仕様分かる写真・カタログ等	※設備更新の場合のみ提出 ・写真などから型式が読み取れるか ※なお、参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること。	
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出	

————— 建物の平面図について —————

お住まいの住宅の平面図等が手元にない場合、固定資産家屋評価がされている物件は、うきは市 税務課 資産税係の窓口にて、「家屋平面図」を取得できる可能性があります(取得には手数料がかかります)。詳細は、下記問合せ窓口までご相談ください。

※本人以外で、異なる世帯の方が申請するときは、委任状が必要です。

【家屋平面図に関する問合せ窓口】

うきは市役所 1階 税務課資産税係

住所:うきは市吉井町新治316番地 TEL: 0943-75-4977(直通)

4. 実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い日

(2) 実績報告時の提出書類チェックリスト

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項	✓
様式第8号(実績報告書)	・該当箇所の項目に記載もれがないか	
請求書(明細も含む)	・請求金額の明細が確認できるか	
支払いを証明できる書類の写し Ex.振込証明書、領収書	・請求書の金額を支払ったことが分かるか	
再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 Ex.契約内容が分かる書類	・契約者名、契約日、電力の使用場所、プラン内容などが明記されているか	
補助対象設備の導入前、施工中、導入後の写真	・導入前、施工中、導入後の設備設置箇所を同じ場所からそれぞれ撮影し、添付しているか ・設置する設備の型式が分かる写真を添付しているか ※なお、参考様式の写真台帳を使用するか、それに準ずる様式で作成すること。	
※以下、該当する場合に提出が必要となる書類		
契約書等の写し	※契約をした場合のみ提出 ・契約日は、交付決定より後の日付であるか (交付決定前の契約は、交付対象外となります。)	
住民票の写し	※申請時に市外居住だった場合のみ提出	
様式第13号(代理受領委任状)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出	
導入設備の実際の設置図 Ex.平面図、設備の設計図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・設備の設置箇所が分かるか	
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出	

5. 各種書類の提出先

(事務局)

うきは市役所 3階 財政課カーボンニュートラル推進係

住所:うきは市吉井町新治316番地

Mail: cn@city.ukiha.lg.jp TEL: 0943-73-7667

※メールでの申請の場合、件名に「うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金」と記載してください。

なお、書類を提出する際は添付漏れ等がないよう上記の提出書類チェックリストを今一度ご確認ください。